

○興雲閣の設置及び管理に関する条例

平成 27 年 3 月 25 日

松江市条例第 20 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日条例第 3 号

令和元年 7 月 12 日条例第 1 号

令和 4 年 3 月 30 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 歴史的建造物と本市の近代化に対する理解を広め、もって文化及び観光の振興に寄与することを目的として、興雲閣を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 興雲閣の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
興雲閣	松江市殿町 1 番地 59

(指定管理者による管理)

第 3 条 興雲閣の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 興雲閣の維持管理に関すること。
- (2) 興雲閣の公開に関すること。
- (3) 興雲閣（2 階大広間の部分に限る。次号及び第 9 条から第 13 条までにおいて同じ。）の利用の許可に関すること。
- (4) 興雲閣の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、還付及び減免に関すること。
- (5) 興雲閣の利用促進を目的とする各種催しの企画及び実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が興雲閣の管理運営上必要と認めること。

(供用日)

第 5 条 興雲閣は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(供用時間)

第 6 条 興雲閣の供用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間と

する。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前8時30分から午後6時30分まで

(2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(遵守事項)

第7条 興雲閣に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 興雲閣を損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 興雲閣内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物を持ち込まないこと。

(5) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 許可なく貼紙その他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、興雲閣の管理上必要な指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して退去を命ずることができる。

(入館料)

第8条 興雲閣の入館料は、無料とする。

(利用の許可)

第9条 興雲閣を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、興雲閣の管理上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、興雲閣の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 興雲閣を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、興雲閣の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、興雲閣の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は興雲閣の管理上特に必要があるときは、利用の許可を取消し、又は利用の許可に付した条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(目的外利用の禁止)

第 12 条 利用者は、許可を受けた目的以外に興雲閣を利用し、若しくは利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を取り消されたときは、直ちに興雲閣を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(利用料金)

第 14 条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

4 第 1 項の利用料金は、利用の許可のときに徴収する。ただし、国又は地方公共団体は、利用後に納付することができる。

(利用料金の減免)

第 15 条 指定管理者は、興雲閣の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額することができるほか、公益上その他特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 16 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第 17 条 故意又は過失により興雲閣を破損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第 18 条 第 3 条の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第 4 条各号に掲げる興雲閣の管理に係る事務を行うものとする。

2 前項の規定により市長が興雲閣の管理を行う場合にあつては、第 4 条第 3 号及び第 4 号、第 9 条の見出し、同条第 1 項、第 10 条（見出しを含む。）、第 11 条（見出しを含む。）、第 12 条（見出しを含む。）、第 13 条第 1 項、第 14 条第 4 項並びに別表中「利用」とあるのは「使用」と、第 4 条第 4 号、第 14 条の見出し、同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 15 条（見出しを含む。）並びに第 16 条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条第 1 項、第 15 条及び第 16 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 5 条、第 6 条第 2 項及び第 15 条中「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第 11 条から第 13 条まで及び第 14 条第 1 項中「利用者」とあるのは「使用者」と、第 14 条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、別表中「利用料金の基準額」とあるのは「使用料」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と読み替えてこれらの規定を適用し、第 14 条第 3 項の規定は適用しない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 27 年規則第 45 号で平成 27 年 10 月 3 日から施行)

(準備行為)

2 興雲閣の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(松江市都市公園条例の一部改正)

3 松江市都市公園条例（平成 17 年松江市条例第 340 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 31 年 3 月 29 日松江市条例第 3 号）抄

改正 令和元年 7 月 12 日条例第 1 号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 12 日松江市条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日松江市条例第 16 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中松江市都市公園条例第 10 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第 14 条関係）興雲閣利用料金の基準額

室名	単位	基準額
2 階大広間	1 時間につき	2,182 円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間に切り上げる。
- 2 冷暖房装置を使用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 3 割相当額を加算する。
- 3 営利を目的として利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 10 割相当額を加算する。
- 4 営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 5 割相当額を加算する。
- 5 附属設備又は備品を使用する場合の利用料金の基準額は、規則で定める。